- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 17 年 12 月 22 日・東京都条例第 166 号

1 概要

浄化槽法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 47 号)の施行に伴い、規定を整備する必要があり改めるものである。 具体的な改正内容は次のとおり

- (1) 条例第 11 条第 2 項で引用する浄化槽法の条項を改める。
 - (旧)法第4条第5項
 - (新)法第4条第7項
- (2) 法と条例との重複規定の整備
 - ア 浄化槽保守点検業者に対する報告徴収、立入検査等の規定 を、条例から削除する。(第 16 条)
 - イ 第 16 条を削除することに伴い、同条の罰則規定を削る。(第 20 条第 4 号及び第 5 号)

2 施行期日

平成 18 年 2 月 1 日

3 問い合わせ先

環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課生活排水対策担当 直通電話 03(5388)3583 都庁内線 42-842